

～契約の先にある深い穴に落ちないために～ 若者のための消費者教育副読本

# おっと！落とし穴

特別支援学校(高等部)向け  
～消費者市民社会の実現に向けて～

不当請求



ゲーム課金の  
トラブル



えっ！まさか  
こんなところ！？



消費者トラブルで困ったときは消費者ホットライン

い や や！

☎(局番なし) 188番へ

岐阜県 保存版

# はじめに

みなさんは18歳<sup>さい</sup>で成年<sup>せいねん</sup>になります。

成年になると、保護者の同意がなくても自分の意思で自由に消費生活を送れるようになります。しかし、いろいろな消費者トラブルにまきこまれるかもしれません。

この本では、みなさんが成年になったときに、安心して豊かな消費生活<sup>ゆた</sup>を送るために、知っておいてほしい契約<sup>けいやく</sup>の知識<sup>ちしき</sup>をまとめました。みなさんも、消費者トラブルをふせぐ力を身に付けていきましょう。

## 目次

はじめに / 目次	1
「消費者市民社会」の実現	2
☆注目☆ 18歳の誕生日を迎えた日から成年になります！	2
1 契約ってなんだろう？	3
2 消費者トラブル事例	4
①インターネットトラブル	
【1】不当請求 <sup>せいきゅう</sup> のトラブル	4
【2】ゲーム課金のトラブル	5
【3】フリマサービスのトラブル	6
②悪質 <sup>あくしつ</sup> 商法	
キャッチセールス	7
3 契約をやめたいときは	8
4 お金について学ぼう	9
5 知っておこう！もしものときの相談窓口 <sup>まどぐち</sup>	11

◆この本で紹介<sup>しょうかい</sup>している消費者トラブルは、岐阜県<sup>じっさい</sup>で実際にあった相談をもとにしています。

よく読んで、同じようなトラブルにあわないように気をつけましょう！

## 「消費者市民社会」の実現

今の社会には、地球環境・エネルギー・資源問題など、消費生活をするときにいろいろな問題があります。私たち消費者は、提供された商品やサービスをただ与えられて消費するのではなく、自らの消費が社会に影響することを自覚して、安全・安心して暮らせる社会の実現に積極的に関わっていく姿勢が求められています。「消費者市民社会」とは、このように消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれてくる人々や、国内、国外の社会の状況や地球環境にまで思いをもって生活し、社会の発展や改善に積極的に参加する社会を意味しています。

消費者が主役の「消費者市民社会」では、消費者の行動で社会を変えることが求められています。消費者一人一人が積極的に行動し、安心・安全に暮らせる社会を目指しましょう。

## ☆注目☆ 18歳の誕生日を迎えた日から成年になります！

### 「成年」になるってどういうこと？

法律（民法）が定める「成年」の年齢になった人

18歳になると、保護者の同意なしで色々な契約ができるようになります。

- ・携帯電話を契約する ・一人ぐらしのためのアパートを借りる
- ・クレジットカードをつくる ・消費者金融でお金を借りる など

<注意>お酒やたばこなどは、20歳にならないとできません！

### こんなに違うの?! 「成年」と「未成年」のちがい

成年がした契約は、全て自分の責任になります。契約する責任とは、契約を守らなければならないということです。

未成年（17歳）



- ・契約するとき、保護者の同意がある  
↓  
保護者が責任をとる
- ・保護者の同意がない契約は、後から取り消すことができる！

成年（18歳）



- ・契約するとき、保護者の同意がいない  
↓  
**全て自分の責任**
- ・特別な理由がないと、契約を取り消すことができない！

成年になったばかりの消費者は、契約のときに正しい判断ができないことがあります。


また、契約は、特別な理由がないと取り消すことはできません。

このため、成年になったばかりの人は、悪質業者にねらわれやすくなるのです！

# 1 契約けいやくってなんだろう？

## 契約クイズ (答えはページ下にあります)

次のうち「契約」はどれでしょう？○か×で答えよう！

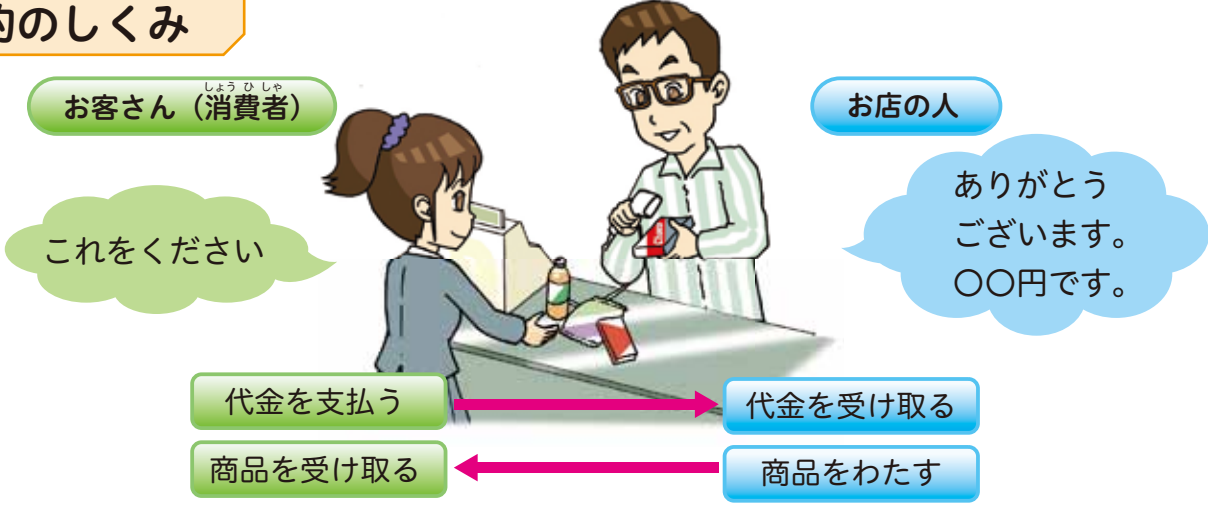
<p>① コンビニでおかしやジュースを買う。</p> 	<p>② 美容院や理容店で髪<small>かみ</small>を切る。</p> 	<p>③ 友達と遊ぶ約束をする。</p> 
<p>あなたの答え ( )</p>	<p>あなたの答え ( )</p>	<p>あなたの答え ( )</p>

## 契約とは？

契約とは、お互いが納得なっとくして結ぶ約束のことです。

しかし、単なる約束とはちがい、「契約は、守らなければいけない」と、法律ほうりつで決められています。

### 契約のしくみ



- ・ □約束でも契約は成立します。
- ・ 一度契約を結ぶと、一方的にやめたり、変更することはできません。

正解せいがいは、①(○)、②(○)、③(×) 3は、守らなければならないことが法律で決まっていなので、契約ではありません。

学びを深めよう① 「消費者とは」 [https://youtu.be/of6H\\_qXvPrw](https://youtu.be/of6H_qXvPrw) (1分43秒)  
 「契約とは」 <https://youtu.be/GI-L64P0Iy4> (2分43秒)





## 2 消費者トラブル事例 ①インターネットトラブル

【1】不当請求<sup>せいぎゅう</sup>のトラブル

Q こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

---



---



---

## ポイント

- 登録をしていないので、登録料を支払う必要はありません。その画面は無視<sup>むし</sup>しましょう。
- 動画の再生ボタンや無料の会員登録画面などを、よく考えずにクリックしないようにしましょう。
- あわてて業者に連絡<sup>れんらく</sup>してはいけません。自分の情報が相手に知られてしまいます。

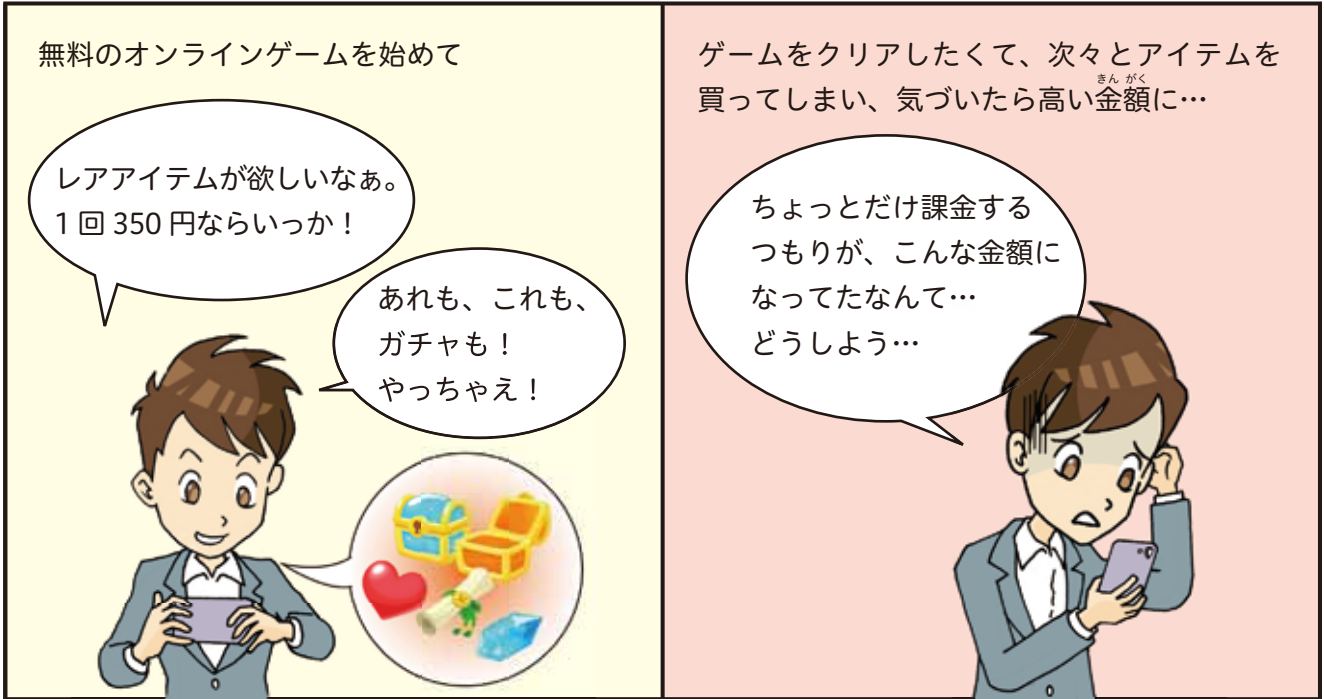
★インターネットトラブル疑似体験

[https://gakuen.gifu-net.ed.jp/subject/50\\_others/40\\_syouhi/net\\_trouble-experience/index.php](https://gakuen.gifu-net.ed.jp/subject/50_others/40_syouhi/net_trouble-experience/index.php)





## 【2】ゲーム課金のトラブル



**Q** こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

---



---



---

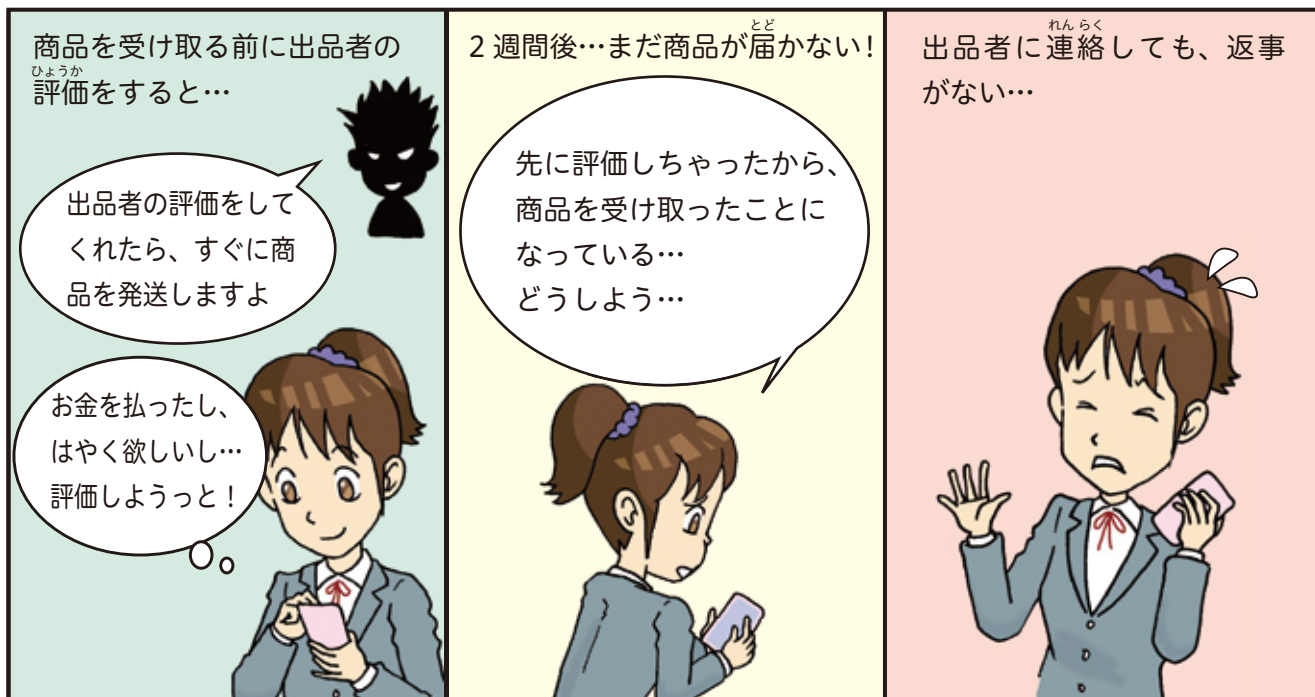
### ポイント

- ゲームのダウンロードは無料でも、アイテムを買うにはお金が多いです。
- 事前に使う金額を決めて、その範囲内で遊びましょう。
- ゲーム課金をするときは、周りの人とよく相談しましょう。





### 【3】フリマサービスのトラブル



**Q** こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

---



---



---

### ポイント

- サイトで決められている、買い物の手順を守りましょう。
- サイトのルールで禁止されていることは、してはいけません。
- フリマサービスは、売り手と買い手だけでトラブルを解決しなければならないことが多いです。
- 商品の売り手としても、相手とトラブルにならないように気を付けましょう。

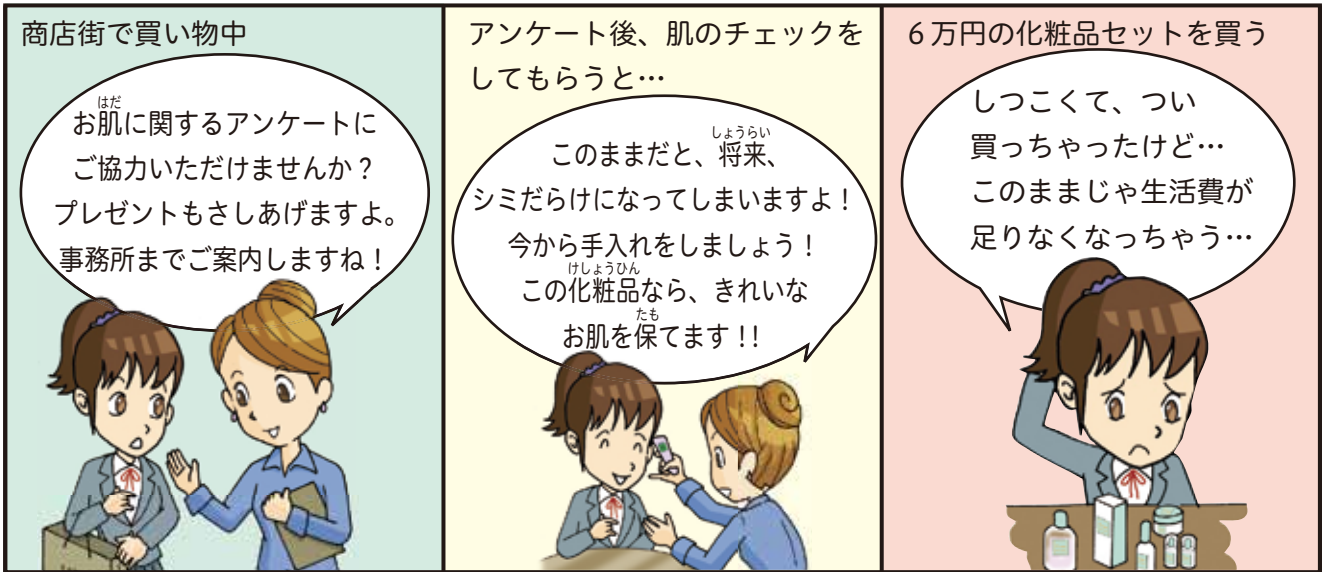
2

消費者トラブル事例

② 悪質商法



キャッチセールス



Q こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

---



---



---

ポイント

- 本当の目的は、商品やサービスを契約させることです。
- 街でよび止められても、かんたんについていかないようにしましょう。
- 必要ないときは、「いません」とはっきり断りましょう。



### 3 契約をやめたいときは

消費者を守るための法律や制度があります。



#### クーリング・オフ

クーリング・オフをすると、契約を取り消すことができます。

クーリング・オフができる期間は、取引の種類によって決められています。

#### クーリング・オフができる主な取引と期間

##### 8日間

- 訪問販売（家に商品を売りに来る、キャッチセールスなど）
- 家庭教師、パソコン教室、エステなど

##### 20日間

- マルチ商法
- 内職・モニター商法

#### 期間の数え方（8日間の場合）

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

※もっとくわしく知りたいときは、高等学校向け冊子をチェック！

- クーリング・オフ……………P14～P16
- 訪問販売……………P9
- エステ、学習塾、家庭教師など……………P10
- マルチ商法・ネットワークビジネス……………P11
- 内職・モニター商法…P12

#### 注意！

○クーリング・オフをしても、事業者に対応してもらえないケースもあります。

前もって情報を集めて、信頼できる事業者かしっかりと見極めましょう。

○通信販売で購入した商品はクーリング・オフできません。

しかし、広告に下の内容が書かれていないときは、返品ができます。

- 返品できるかどうか
- 返品の期間や条件
- 返品に必要な費用

※返品できるのは、商品が届いた日から8日間です。

※送料は買った人が払います。

契約をやめたいけど、どうすればいいかわからない。法律や制度もむずかしい。そんなときは…

- まずは、周りの人に相談しましょう。
- 専門の相談窓口（せんもん まどぐち）に相談しましょう。

消費者ホットライン

☎（局番なし）**188**番へ

※くわしくは、p11をチェック！

## 4 お金について学ぼう



### お金の「やりくり」をしよう

お金のやりくりとは、収入（給料など）の範囲内<sup>ほんい ない</sup>で支出（お金を払う）しながら生活することを言います。ここで一番大切なのは、収入より多くのお金を使わないことです。



収入



出費

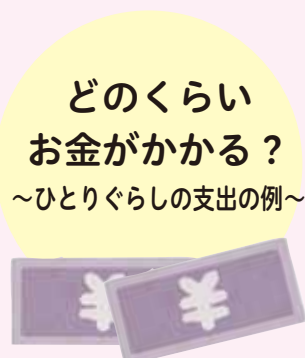
<収入と支出>

### Q 支出について、思いつくものを書いてみよう。

- ・ 普段<sup>ふ だん</sup>の生活でどんなことにお金を使う？
- ・ ひとりぐらしをすると、どんなお金が必要？

収入	給料 など
支出	_____
	_____
	_____

将来<sup>しょうらい</sup>、仕事をするようになると、給料などの収入が入ってきます。お金が入ったからといって、遊びだけに使っていてはいけません。お金の出入りをしっかりと記録して、こまめに確認<sup>かくにん</sup>しましょう。また、お金の使い道をしっかり考えましょう。



どのくらい  
お金がかかる？

~ひとりぐらしの支出の例~

・ 家賃 <sup>や ちん</sup>	4 万円
・ 食費	5 万円
・ 水道代、電気代など	1.5 万円
・ 日用品 (ティッシュやトイレットペーパーなど)	3.5 万円
・ 携帯電話料金など <sup>けい たい</sup>	1 万円
・ 友達と遊ぶお金など	2 万円
合 計	17 万円

必要なお金は  
意外と多いです！



## お金をためよう

人生では、思いがけない出来事で多くのお金が必要になることもあります。そんなときに使えるお金を残しておきましょう。普段の生活費の3か月分が目安です。



・とつぜん病気になるってしまう。



・事故にあってしまう。



## お金の支払い方を考えよう ～見えないお金に要注意！～

お札や小銭こぜに以外にも、プリペイドカードなどの「見えないお金」があります。見えないお金は、お札などを持っていなくても買い物ができます。そのため、お金を使っている感覚が弱くなります。

見えないお金は、とくに使い過ぎに注意しましょう。また、なるべく使わないようにしましょう。

### ○プリペイドカードで支払う

図書カード、交通カードすいか といか（Suica、TOICA など）

- ・事前にお金をチャージして、その分の「見えないお金」を使うことができます。
- ・本当に必要な分だけチャージしましょう。
- ・落としたり、無くさないように気を付けましょう。



### ○スマートフォンで支払う

PayPay、楽天ペイ、LinePay など

- ・事前にお金をチャージする方法、後からお金を支払う方法など、色々な支払い方法があります。
- ・仕組みをよく知らないまま使うのは、危ないです。
- ・使うときは、周りの人に相談し、使い方のルールを決めましょう。



# 5 知っておこう！もしものときの相談窓口

まど ぐち

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まずに相談してください。

## 消費者ホットライン

相談は無料！

いやや！

# ☎(局番なし) 188 番

～トラブルいやや(188)！と覚えてください～

☎188番に電話すると、市町村または県の消費生活相談窓口につながります。  
電話は家の郵便番号を確認してからかけましょう。

## 岐阜県県民生活相談センター

# ☎058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

(日・祝日・年末年始は休み)

ホームページに消費者トラブルの事例やアドバイスをのせています。



岐阜県消費者の窓

検索

学びを深めよう④

「社会に配慮した消費行動」 <https://youtu.be/8cEJtuoEpGw> (2分1秒)



学びを深めよう⑤

「かしこい消費者になるために」 <https://youtu.be/PNjx9EbwByE> (1分20秒)



若者のための消費者教育副読本

# おっと!落とし穴

特別支援学校(高等部)版

令和6年3月発行 第1版

発行/岐阜県環境生活部県民生活課

岐阜市数田南2丁目1番1号 058-272-8204

監修/岐阜県教育委員会特別支援教育課

あなたの市町村の消費生活相談窓口  
の電話番号を調べて書きこもう！

